

公布された条例のあらまし

財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例の一部を改正する条例（条例第7号）

- 1 普通財産である不動産を円滑に売り払うため又は当該不動産の活用の促進を図るため必要があるときは、当該不動産の一部について、隣接する不動産の一部又は全部と交換することができることとした。（第2条関係）
- 2 その他所要の改正を行うこととした。
- 3 この条例は、公布の日から施行することとした。

佐賀県行政財産使用料条例の一部を改正する条例（条例第8号）

- 1 消費税率等の改定に伴い、行政財産の使用に係る使用料の額を改定することとした。（別表関係）
- 2 この条例は、平成26年4月1日から施行することとした。
- 3 所要の経過措置を定めることとした。

佐賀県職員給与条例等の一部を改正する条例（条例第9号）

- 1 佐賀県職員給与条例の一部改正関係
 - (1) 勤務1時間当たりの給与額は、給料の月額、これに対する地域手当の月額及び人事委員会規則で定める手当の月額の合計額に12を乗じ、その額を1週間当たりの勤務時間に52を乗じたものから人事委員会規則で定める時間を減じたもので除して得た額とすることとした。（第16条関係）
 - (2) その他所要の改正を行うこととした。
- 2 佐賀県職員の育児休業等に関する条例の一部改正関係
育児短時間勤務職員についての佐賀県職員給与条例及び佐賀県公立学校職員給与条例の規定の適用について所要の改正を行うこととした。（第15条関係）

3 職員の修学部分休業に関する条例の一部改正関係

- (1) 職員が修学部分休業の承認を受けて勤務しない場合には、その勤務しない1時間につき、佐賀県職員給与条例第16条又は佐賀県公立学校職員給与条例第17条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給することとした。（第3条関係）
 - (2) その他所要の改正を行うこととした。
- 4 この条例は、平成26年4月1日から施行することとした。

佐賀県職員特殊勤務手当支給条例の一部を改正する条例（条例第10号）

- 1 教務手当について、支給要件等の改正を行うこととした。（第4条関係）
- 2 その他所要の改正を行うこととした。
- 3 この条例は、平成26年4月1日から施行することとした。

佐賀県本部設置条例の一部を改正する条例（条例第11号）

- 1 国際施策の総合的推進及び総合調整を農林水産商工本部が行うこととした。（第5条関係）

2 この条例は、平成 26 年 4 月 1 日から施行することとした。

佐賀県手数料条例の一部を改正する条例（条例第 12 号）

1 消費税率等の改定に伴い、手数料の額を改定することとした。（別表第 1 関係）

2 道路交通法の改正に伴い、同法第 97 条の 2 第 1 項第 5 号に該当し、同号の規定の適用を受ける場合の手数料の額を定めることとした。（別表第 1 関係）

3 佐賀市が特例市に移行することに伴い、手数料の減免対象者に計量法第 10 条の 2 に規定する特定市町村を追加することとした。（別表第 3 関係）

4 その他所要の改正を行うこととした。

5 この条例は、平成 26 年 4 月 1 日から施行することとした。ただし、2 については規則で定める日から、4 については公布の日又は規則で定める日から施行することとした。

佐賀県固定資産評価審議会条例の一部を改正する条例（条例第 13 号）

1 地方税法の改正に伴い、引用条項を改めることとした。（第 1 条関係）

2 審議会は、委員 12 人以内で組織することとした。（第 1 条の 2 関係）

3 その他所要の改正を行うこととした。

4 この条例は、平成 26 年 4 月 1 日から施行することとした。

佐賀県事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例（条例第 14 号）

1 特定非営利活動促進法に基づく事務の一部を大町町が処理することとした。（第 2 条関係）

2 佐賀市が特例市に移行することに伴い、所要の改正を行うこととした。（第 2 条関係）

3 この条例は、平成 26 年 4 月 1 日から施行することとした。ただし、1 については、同年 6 月 1 日から施行することとした。

4 所要の経過措置を定めることとした。

住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例（条例第 15 号）

1 住民基本台帳法第 30 条の 7 第 4 項の規定に基づき、市町村税の過誤納金の還付に関する納税者等の生存の事実等の確認の事務及び市町村税の賦課等に関する納税者等の生存の事実等の確認の事務について、住民基本台帳ネットワークシステムの本人確認情報を利用することができることとした。（別表第 1 関係）

2 住民基本台帳法第 30 条の 8 第 1 項の規定に基づき、県が損失の補償をすべき土地所有者及び関係人の生存の事実等の確認の事務について、住民基本台帳ネットワークシステムの本人確認情報を利用することができることとした。（別表第 2 関係）

3 この条例は、平成 26 年 4 月 1 日から施行することとした。

佐賀県留置施設視察委員会条例の一部を改正する条例（条例第 16 号）

1 刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律の改正に伴い、引用条項を改めることとした。（第 1 条関係）

2 委員の任期は、1 年とすることとした。（第 3 条関係）

3 この条例は、平成 26 年 4 月 1 日から施行することとした。

佐賀県犯罪の起きにくい安全で安心なまちづくり条例（条例第 17 号）

1 この条例は、犯罪の起きにくい安全で安心なまちづくり（以下「安全安心なまちづくり」という。）に関し、基本理念を定め、県の責務並びに県民及び事業者の役割を明らかにするとともに、施策の基本的な事項を定めることにより、安全安心なまちづくりを総合的かつ計画的に推進し、もって県民が安全に安心して暮らすことができる社会の実現に寄与することを目的とすることとした。（第 1 条関係）

2 安全安心なまちづくりについての基本理念を定めることとした。（第 2 条関係）

3 安全安心なまちづくりについて、県の責務並びに県民及び事業者の役割を定めることとした。（第 3 条関係～第 5 条関係）

4 安全安心なまちづくりに関する施策について、情報の提供、助言その他の必要な支援を行うこととした。（第 6 条関係）

5 安全安心なまちづくりに関する施策の推進体制を整備することとした。（第 7 条関係）

6 安全安心なまちづくりに関する施策を総合的かつ計画的に推進するための計画を策定することとした。（第 8 条関係）

7 防犯ボランティア活動の活性化のための支援について定めることとした。（第 9 条関係）

8 防犯ボランティア支援センターの指定等について定めることとした。（第 10 条関係）

9 安全安心なまちづくりに関し、広報及び啓発を行うこととした。（第 11 条関係）

10 高齢者等の安全確保について定めることとした（第 12 条関係）

11 学校等における児童等の安全確保について定めることとした。（第 13 条関係）

12 通学路等における安全確保について定めることとした。（第 14 条関係）

13 児童等の規範意識の向上及び安全に関する教育の充実について定めることとした。（第 15 条関係）

14 犯罪の防止に配慮した公共空間等の整備について定めることとした。（第 16 条関係）

15 インターネットの安全な利用について定めることとした。（第 17 条関係）

16 防犯カメラの適正な運用について定めることとした。（第 18 条関係）

17 自転車盗難防止のための施錠等の促進について定めることとした。（第 19 条関係）

18 犯罪の防止に配慮した事業施設の整備等について定めることとした。（第 20 条関係）

19 防犯責任者の設置等について定めることとした。（第 21 条関係）

20 安全・安心に関する通報その他の措置について定めることとした。（第 22 条関係）

21 犯罪被害者等に対する支援について定めることとした。（第 23 条関係）

22 この条例は、平成 26 年 4 月 1 日から施行することとした。

佐賀県立学校職員及び佐賀県市町立学校県費負担教職員定数条例の一部を改正する条例（条例第 18 号）

1 県立学校職員の定数を 3,280 人に増員し、及び市町立学校県費負担教職員の定数を 5,580 人に増員することとした。（第 3 条関係）

2 この条例は、平成 26 年 4 月 1 日から施行することとした。

佐賀県公立学校職員給与条例の一部を改正する条例（条例第 19 号）

1 勤務1時間当たりの給与額は、給料の月額及び人事委員会規則で定める手当の月額の合計額に12を乗じ、その額を1週間当たりの勤務時間に52を乗じたものから人事委員会規則で定める時間を減じたもので除して得た額とすることとした。(第17条関係)

2 その他所要の改正を行うこととした。

3 この条例は、平成26年4月1日から施行することとした。

佐賀県いじめ問題対策委員会条例(条例第20号)

1 いじめ防止対策推進法第14条第3項の規定に基づき、佐賀県教育委員会に佐賀県いじめ問題対策委員会(以下「委員会」という。)を置くこととした。(第1条関係)

2 委員会の所掌事務について定めることとした。(第2条関係)

3 委員会は、委員8人以内で組織し、その任期は2年とすることとした。(第3条及び第4条関係)

4 委員会に委員長を置くこととした。(第5条関係)

5 委員会の会議の運営方法について定めることとした。(第6条関係)

6 委員会以外の者を会議に出席させ、意見を聴くことができることとした。(第7条関係)

7 委員会に臨時委員を置くことができることとした。(第8条関係)

8 委員等の秘密保持義務について定めることとした。(第9条関係)

9 その他所要の事項を定めることとした。

10 この条例は、平成26年4月1日から施行することとした。

佐賀県児童福祉法施行条例の一部を改正する条例(条例第21号)

1 条例の題名を佐賀県児童福祉法の施行等に関する条例に改めることとした。(題名関係)

2 条例の趣旨に、認可外保育施設の非常災害対策に関し必要な事項を定めることを加えることとした。(第1条関係)

3 基準該当通所支援及び指定通所支援(以下「基準該当通所支援等」という。)並びに指定障害児入所施設等、助産施設、乳児院、母子生活支援施設、保育所、児童厚生施設、児童養護施設、障害児入所施設、情緒障害児短期治療施設、児童自立支援施設、児童発達支援センター及び児童家庭支援センター(以下「指定障害児入所施設等」という。)の管理者は、暴力団員などであってはならないこととした。(第3条、第5条～第14条及び第17条関係)

4 基準該当通所支援等の事業所及び指定障害児入所施設等は、その経営について、暴力団員などの実質的な関与を受けてはならないこととした。(第3条、第5条～第14条及び第17条関係)

5 基準該当通所支援等の事業を行う者(一部を除く。)及び指定障害児入所施設等に係る非常災害対策の基準を定めることとした。(第3条、第5条～第14条及び第17条関係)

6 指定障害児通所支援事業者等の指定等に係る条例で定める者は、暴力団などではない法人とすることとした。(第4条関係)

7 保育士試験全部免除申請手数料の額を定めることとした。(第18条関係)

8 認可外保育施設に係る非常災害対策の基準を定めることとした。(第21条関係)

9 その他所要の改正を行うこととした。

10 この条例は、平成 26 年 6 月 1 日から施行することとした。ただし、7 については平成 26 年 4 月 1 日から、5 及び 8 の一部については平成 27 年 4 月 1 日から施行することとした。

佐賀県虹の松原再生・保全基金条例（条例第 22 号）

1 白砂青松の特別名勝虹の松原の景観を県民の財産として次世代に引き継ぐことを目的とした再生・保全活動を推進するため、佐賀県虹の松原再生・保全基金（以下「基金」という。）を設置することとした。（第 1 条関係）

2 基金として積み立てる額は、核燃料サイクル交付金交付規則に基づき県に交付される交付金のうち、一般会計歳入歳出予算（以下「予算」という。）で定める額とすることとした。（第 2 条関係）

3 基金の運用から生ずる収益は、予算に計上し、基金に編入することとした。（第 4 条関係）

4 基金は、1 に掲げる目的を達成するために要する経費の財源に充てる場合に限り、予算の定めるところにより処分することができることとした。（第 6 条関係）

5 その他所要の事項を定めることとした。

6 この条例は、平成 26 年 4 月 1 日から施行し、平成 35 年 3 月 31 日限り、その効力を失うこととした。

佐賀県社会教育委員条例の一部を改正する条例（条例第 23 号）

1 社会教育委員の委嘱の基準は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者であることとした。（第 2 条関係）

2 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とすることとした。（第 4 条関係）

3 その他所要の改正を行うこととした。

4 この条例は、平成 26 年 4 月 1 日から施行することとした。

佐賀県立図書館施設使用料条例等の一部を改正する条例（条例第 24 号）

1 消費税率等の改定に伴い、使用料の額を改定するため、佐賀県立図書館施設使用料条例ほか 4 条例を改正することとした。

2 その他所要の改正を行うこととした。

3 この条例は、平成 26 年 4 月 1 日から施行することとした。

4 所要の経過措置を定めることとした。

佐賀県生活保護法施行条例等の一部を改正する条例（条例第 25 号）

1 佐賀県生活保護法施行条例の一部改正関係

(1) 救護施設等の長は、暴力団員などであってはならないこととした。（第 3 条関係）

(2) 救護施設等は、その経営について、暴力団員などの実質的な関与を受けてはならないこととした。（第 3 条関係）

(3) 救護施設等に係る非常災害対策の基準を定めることとした。（第 3 条関係）

2 佐賀県社会福祉法施行条例の一部改正関係

- (1) 軽費老人ホーム、婦人保護施設及び授産施設（以下「軽費老人ホーム等」という。）の長は、暴力団員などであってはならないこととした。（第3条及び第4条関係）
 - (2) 軽費老人ホーム等は、その経営について、暴力団員などの実質的な関与を受けてはならないこととした。（第3条及び第4条関係）
 - (3) 軽費老人ホーム等に係る非常災害対策の基準を定めることとした。（第3条及び第4条関係）
- 3 佐賀県介護保険法施行条例の一部改正関係
- (1) 基準該当居宅サービス、基準該当介護予防サービス、指定居宅サービス、指定介護予防サービス（以下「基準該当居宅サービス等」という。）の事業所並びに指定介護老人福祉施設、介護老人保健施設及び指定介護療養型医療施設（以下「指定介護老人福祉施設等」という。）における管理者は、暴力団員などであってはならないこととした。（第3条～第6条及び第8条～第12条関係）
 - (2) 基準該当居宅サービス等の事業所及び指定介護老人福祉施設等は、その経営について、暴力団員などの実質的な関与を受けてはならないこととした。（第3条～第6条及び第8条～第12条関係）
 - (3) 基準該当居宅サービス等の事業を行う者（一部を除く。）及び指定介護老人福祉施設等に係る非常災害対策の基準を定めることとした。（第3条～第6条及び第8条～第12条関係）
 - (4) 指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者の指定に係る条例で定める者は、暴力団などではない法人とすることとした。（第3条～第6条及び第8条～第12条関係）
- 4 佐賀県障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行条例の一部改正関係
- (1) 基準該当障害福祉サービス、指定障害福祉サービス及び障害福祉サービス（以下「基準該当障害福祉サービス等」という。）の事業所並びに指定障害者支援施設、地域活動支援センター、福祉ホーム及び障害者支援施設（以下「指定障害者支援施設等」という。）の管理者は、暴力団員などであってはならないこととした。（第3条～第10条関係）
 - (2) 基準該当障害福祉サービス等の事業所及び指定障害者支援施設等は、その経営について、暴力団員などの実質的な関与を受けてはならないこととした。（第3条～第10条関係）
 - (3) 基準該当障害福祉サービス等の事業を行う者（一部を除く。）及び指定障害者支援施設等に係る非常災害対策の基準を定めることとした。（第3条～第10条関係）
 - (4) 指定障害福祉サービス事業者等の指定等に係る条例で定める者は、暴力団などではない法人とすることとした。（第3条～第10条関係）
- 5 その他所要の改正を行うこととした。
- 6 この条例は、平成26年6月1日から施行することとした。ただし、1の(3)、2の(3)、3の(3)及び4の(3)の一部については、平成27年4月1日から施行することとした。
- 佐賀県立佐賀コロニー条例を廃止する条例（条例第26号）
- 1 佐賀県立佐賀コロニー条例は、廃止することとした。
 - 2 この条例は、平成28年4月1日から施行することとした。

- 3 佐賀県立福祉施設の民間移譲に係る県有財産の譲与等の特例に関する条例は、廃止することとした。
佐賀県地域共生ステーションの非常災害対策に関する条例（条例第 27 号）
 - 1 この条例は、地域共生ステーションの設置者が講ずべき非常災害対策を定めることにより、地域共生ステーションを利用する者の安全の確保を図ることを目的とすることとした。（第 1 条関係）
 - 2 地域共生ステーションのうち、次のいずれかに該当するものを設置しようとする者は、規則に定めるところにより知事に届け出なければならないこととした。（第 3 条関係）
 - (1) 建築基準法別表第 1（い）欄（二）項に掲げる用途に供する建築物で、その用途に供する部分の床面積の合計が 100 平方メートルを超えるもの
 - (2) 消防法施行令別表第 1（六）項口に掲げる防火対象物
- 3 2 の届出の対象となる地域共生ステーションの設置者は、当該地域共生ステーションにおいて、法令に基づかない福祉サービスを提供する場合は、非常災害対策を講じることとした。（第 4 条関係）
- 4 報告の徴収等、勧告、公表及び立入調査について定めることとした。（第 5 条～第 8 条関係）
- 5 その他所要の事項を定めることとした。
- 6 この条例は、平成 26 年 6 月 1 日から施行することとした。ただし、3 の一部については、平成 27 年 4 月 1 日から施行することとした。
佐賀県介護職員処遇改善等臨時特例基金条例の一部を改正する条例（条例第 28 号）
 - 1 佐賀県介護職員処遇改善等臨時特例基金の設置期間を延長することとした。（附則第 2 項関係）
 - 2 この条例は、公布の日から施行することとした。
佐賀県介護基盤緊急整備等臨時特例基金条例の一部を改正する条例（条例第 29 号）
 - 1 佐賀県介護基盤緊急整備等臨時特例基金の設置期間を延長することとした。（附則第 2 項関係）
 - 2 この条例は、公布の日から施行することとした。
佐賀県老人福祉法施行条例の一部を改正する条例（条例第 30 号）
 - 1 条例の題名を佐賀県老人福祉法の施行等に関する条例に改めることとした。（題名関係）
 - 2 条例の趣旨に、有料老人ホームの非常災害対策に関し必要な事項を定めることを加えることとした。（第 1 条関係）
 - 3 養護老人ホーム及び特別養護老人ホーム（以下「養護老人ホーム等」という。）の長は、暴力団員などであってはならないこととした。（第 3 条及び第 4 条関係）
 - 4 養護老人ホーム等は、その経営について、暴力団員などの実質的な関与を受けてはならないこととした。（第 3 条及び第 4 条関係）
 - 5 養護老人ホーム等及び有料老人ホームに係る非常災害対策の基準を定めることとした。（第 3 条～第 5 条関係）
 - 6 報告の徴収等、勧告及び公表について定めることとした。（第 6 条～第 8 条関係）
 - 7 その他所要の事項を定めることとした。
 - 8 この条例は、平成 26 年 6 月 1 日から施行することとした。ただし、5 の一部については、平成 27 年 4 月 1 日から施行することとした。

佐賀県介護保険法施行条例の一部を改正する条例（条例第 31 号）

1 佐賀県介護保険法施行条例の一部改正関係

- (1) 基準該当居宅介護支援及び指定居宅介護支援（以下「基準該当居宅介護支援等」という。）の事業の人員及び運営についての基準は、指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準で定める基準とすることとした。（第 4 条の 2 及び第 6 条の 3 関係）
- (2) 指定居宅介護支援事業者の指定に係る条例で定める者は、法人とすることとした。（第 6 条の 2 関係）
- (3) 介護保険審査会が指名する者をもって構成する合議体の委員の定数は、3 人とすることとした。（第 12 条の 2 関係）

2 佐賀県介護保険法施行条例の一部改正関係

- (1) 基準該当居宅介護支援等の事業所の管理者は、暴力団員などであってはならないこととした。（第 4 条の 2 及び第 6 条の 3 関係）
- (2) 基準該当居宅介護支援等の事業所は、その経営について、暴力団員などの実質的な関与を受けてはならないこととした。（第 4 条の 2 及び第 6 条の 3 関係）
- (3) 指定居宅介護支援事業者の指定に係る条例で定める者は、暴力団などではない法人とすることとした。（第 6 条の 2 関係）

3 この条例は、平成 26 年 4 月 1 日から施行することとした。ただし、2 については、平成 26 年 6 月 1 日から施行することとした。

佐賀県精神保健福祉センター使用料及び手数料条例及び佐賀県衛生薬業センター手数料及び使用料条例の一部を改正する条例（条例第 32 号）

- 1 消費税率等の改定に伴い、手数料等の額を改定するため、佐賀県精神保健福祉センター使用料及び手数料条例及び佐賀県衛生薬業センター手数料及び使用料条例を改正することとした。
- 2 その他所要の改正を行うこととした。
- 3 この条例は、平成 26 年 4 月 1 日から施行することとした。
- 4 所要の経過措置を定めることとした。

佐賀県立地域生活リハビリセンター条例の一部を改正する条例（条例第 33 号）

- 1 佐賀県立地域生活リハビリセンターにおいて実施する自立訓練の対象者に、精神障害者のうち規則で定めるものを加えることとした。（第 1 条の 2 関係）
- 2 この条例は、平成 26 年 4 月 1 日から施行することとした。

地方独立行政法人佐賀県医療センター好生館の重要な財産を定める条例の一部を改正する条例（条例第 34 号）

- 1 地方独立行政法人佐賀県医療センター好生館に係る地方独立行政法人法第 6 条第 4 項の条例で定める重要な財産を定めることとした。（第 1 条関係）
- 2 その他所要の改正を行うこととした。
- 3 この条例は、平成 26 年 4 月 1 日から施行することとした。

佐賀県医療法施行条例の一部を改正する条例（条例第 35 号）

- 1 条例の題名を佐賀県医療法の施行等に関する条例に改めることとした。（題名関係）

- 2 条例の趣旨に病院及び診療所の非常災害対策に関し必要な事項を定めることを加えることとした。(第1条関係)
- 3 病院及び診療所について、非常災害対策の基準を定めることとした。(第8条の2関係)
- 4 この条例は、平成26年6月1日から施行することとした。ただし、2の一部については、平成27年4月1日から施行することとした。
佐賀県後期高齢者医療財政安定化基金条例の一部を改正する条例(条例第36号)
 - 1 後期高齢者医療財政安定化基金拠出率を改めることとした。(第2条関係)
 - 2 この条例は、平成26年4月1日から施行することとした。
佐賀県がんを生きる社会づくり条例(条例第37号)
 - 1 この条例は、県民の疾病による死亡の最大の原因ががんであり、がんが県民の生命及び健康にとって重大な問題となっている現状に鑑み、県民ががんを知りがんと向き合って生きる社会の実現を図るため、がん対策に関し、基本理念を定め、県民、県、市町、医療機関及び保健医療従事者、医療保険者並びに事業者の責務を明らかにするとともに、がんの予防、早期発見及び質の高い医療の提供の推進、働く世代のがん対策の充実等がん対策の基本となる事項を定めることにより、がん対策を総合的かつ計画的に推進することを目的とすることとした。
(第1条関係)
 - 2 がん対策についての基本理念を定めることとした。(第2条関係)
 - 3 県民、県、市町、医療機関及び保健医療従事者、医療保険者並びに事業者の責務について定めることとした。(第3条～第8条関係)
 - 4 がん対策の基本的な事項について定めることとした。
 - (1) がんの予防の推進(第9条関係)
 - (2) 早期発見の推進(第10条関係)
 - (3) がん医療の充実(第11条関係)
 - (4) がん先進医療の普及促進(第12条関係)
 - (5) 緩和ケアの充実(第13条関係)
 - (6) 在宅医療の推進(第14条関係)
 - (7) 働く世代に対するがん対策の充実(第15条関係)
 - (8) 肝炎肝がん対策の推進(第16条関係)
 - (9) 小児がん対策の推進(第17条関係)
 - (10) 女性特有のがん対策の推進(第18条関係)
 - (11) がん研究の推進(第19条関係)
 - (12) がん登録の推進(第20条関係)
 - (13) 保健医療従事者の育成及び確保(第21条関係)
 - (14) 骨髄移植等の推進(第22条関係)
 - (15) がん医療に関する情報の提供(第23条関係)

(16) がん患者及びその家族等に対する支援（第 24 条関係）

(17) がんに関する教育の推進（第 25 条関係）

5 この条例は、公布の日から施行することとした。

旅館業法施行条例の一部を改正する条例（条例第 38 号）

1 条例の題名を旅館業に関する条例に改めることとした。（題名関係）

2 条例の趣旨に、旅館業の営業の許可の基準等について定めることを加えることとした。（第 1 条関係）

3 客室の入口には、室番号又は室名を必要に応じて表示することとした。（第 9 条関係）

4 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第 18 条第 1 項に規定する感染症の患者等を、当該感染症を公衆にまん延させるおそれなくなるまでの間、業務に従事させないこととした。（第 12 条関係）

5 調理場に関する規定を削除することとした。（第 15 条関係）

6 旅館業法（以下「法」という。）第 3 条第 2 項に規定する場合のほか、申請者が暴力団等に該当する場合には、旅館業の営業の許可を与えないことができることとした。（第 15 条の 2 関係）

7 法第 3 条の 2 第 2 項の規定により準用する法第 3 条第 2 項に規定する場合のほか、申請者が暴力団等に該当する場合には、法人の合併又は分割による営業者の地位の承継に係る認可をしないことができることとした。（第 15 条の 3 関係）

8 法第 3 条の 3 第 3 項の規定のより準用する法第 3 条第 2 項に規定する場合のほか、申請者が暴力団等に該当する場合には、相続による営業者の地位の承継に係る認可をしないことができることとした。（第 15 条の 4 関係）

9 旅館業に関する条例の規定を施行するため必要な限度において、営業者に対し、報告若しくは資料の提出を求め、又はその職員をして営業所等に立ち入り、帳簿等を検査し、若しくは関係者に質問させることができることとした。（第 15 条の 4 関係）

10 法第 8 条に規定する場合のほか、営業者が 5 に規定する場合に該当するに至ったときは、旅館業の営業の許可を取り消し、又は期間を定めて営業の停止を命ずることができることとした。（第 15 条の 5 関係）

11 その他所要の改正を行うこととした。

12 この条例は、平成 26 年 4 月 1 日から施行することとした。ただし、1、2 及び 6 から 10 まで並びに 11 の一部については、平成 26 年 6 月 1 日から施行することとした。

佐賀県公衆浴場法施行条例の一部を改正する条例（条例第 39 号）

1 条例の題名を佐賀県公衆浴場に関する条例に改めることとした。（題名関係）

2 条例の趣旨に、公衆浴場の営業の許可の基準等について定めることを加えることとした。（第 1 条関係）

3 浴槽に備え付ける温度計は、必要に応じて備えることとした。（第 3 条関係）

4 個室付浴場の営業時間に関する規定を削除することとした。（第 3 条関係）

5 公衆浴場法第 2 条第 2 項に規定する場合のほか、申請者が暴力団等に該当する場合には、公衆浴場の経営の許可を与えないことができることとした。（第 4 条の 2 関係）

- 6 佐賀県公衆浴場に関する条例の規定を施行するため必要な限度において、営業者に対し、報告若しくは資料の提出を求め、又はその職員をして営業所等に立ち入り、帳簿等を検査し、若しくは関係者に質問させることができることとした。（第4条の3関係）
- 7 公衆浴場法第7条第1項に規定する場合のほか、営業者が4に規定する場合に該当するに至ったときは、公衆浴場の営業の許可を取り消し、又は期間を定めて営業の停止を命ずることができることとした。（第4条の4関係）
- 8 その他所要の改正を行うこととした。
- 9 この条例は、平成26年4月1日から施行することとした。ただし、1、2及び5から7まで並びに8の一部については、平成26年6月1日から施行することとした。

興行場法施行条例の一部を改正する条例（条例第40号）

- 1 条例の題名を興行場に関する条例に改めることとした。（題名関係）
- 2 条例の趣旨に、興行場の営業の許可の基準等について定めることを加えることとした。（第1条関係）
- 3 喫煙所を設ける場合は、換気が十分に行われ、かつ、喫煙所以外の入場者が利用する場所にたばこの煙が流入しない構造であることとした。（第4条関係）
- 4 興行時間中に十分な換気が行われる等入場者の衛生に支障がない場合は、興行時間が2時間30分以上にわたる場合であっても休憩時間を設けなくてもよいこととした。（第5条関係）
- 5 興行場法第2条第2項に規定する場合のほか、申請者が暴力団等に該当する場合には、興行場の営業の許可を与えないことができることとした。（第6条の2関係）
- 6 興行場に関する条例の規定を施行するため必要な限度において、営業者に対し、報告若しくは資料の提出を求め、又はその職員をして営業所等に立ち入り、帳簿等を検査し、若しくは関係者に質問させることができることとした。（第6条の3関係）
- 7 興行場法第6条に規定する場合のほか、営業者が4に規定する場合に該当するに至ったときは、興行場の営業の許可を取り消し、又は期間を定めて営業の停止を命ずることができることとした。（第6条の4関係）
- 8 その他所要の改正を行うこととした。
- 9 この条例は、平成26年4月1日から施行することとした。ただし、1、2及び5から7まで並びに8の一部については、平成26年6月1日から施行することとした。

化製場等に関する法律施行条例の一部を改正する条例（条例第41号）

- 1 条例の題名を化製場等に関する条例に改めることとした。（題名関係）
- 2 条例の趣旨に、化製場等の設置の許可の基準等について定めることを加えることとした。（第1条関係）
- 3 知事は、化製場等に関する法律に規定する場合のほか、申請者が暴力団等に該当する場合には、化製場等の設置の許可を与えないことができることとした。（第4条の2関係）
- 4 報告の徴収、立入検査等の基準を定めることとした。（第4条の3関係）
- 5 知事は、化製場等に関する法律に規定する場合のほか、化製場等の設置者又は管理者が暴力団等に該当するに至ったときは、化製場等の

設置の許可を取り消し、又は化製場等の設置者若しくは管理者に対し、期間を定めて、当該施設の使用の制限若しくは禁止を命ずることができることとした。（第4条の4関係）

6 この条例は、平成26年6月1日から施行することとした。

理容師法施行条例の一部を改正する条例（条例第42号）

1 作業衣は作業専用のものでなくてもよいこととし、必要に応じて、マスクを使用することとした。（第2条関係）

2 そり毛に用いるのは粉末状又は液体状の石けんでなくてもよいこととした。（第2条関係）

3 天井の高さ及び構造に関する基準を削除し、理容所内の清掃及び消毒を適切に行い、常に清潔にしておくことを新たに規定することとした。（第3条関係）

4 換気に関する基準を見直し、室内の空気を汚染するおそれのある燃焼器具を使用する場合は、換気設備を設けることとした。（第3条関係）

5 その他所要の改正を行うこととした。

6 この条例は、平成26年4月1日から施行することとした。

美容師法施行条例の一部を改正する条例（条例第43号）

1 作業衣は作業専用のものでなくてもよいこととし、必要に応じて、マスクを使用することとした。（第2条関係）

2 そり毛に用いるのは粉末状又は液体状の石けんでなくてもよいこととした。（第2条関係）

3 天井の高さ及び構造に関する基準を削除し、美容所内の清掃及び消毒を適切に行い、常に清潔にしておくことを新たに規定することとした。（第3条関係）

4 換気に関する基準を見直し、室内の空気を汚染するおそれのある燃焼器具を使用する場合は、換気設備を設けることとした。（第3条関係）

5 その他所要の改正を行うこととした。

6 この条例は、平成26年4月1日から施行することとした。

佐賀県クリーニング業法施行条例の一部を改正する条例（条例第44号）

1 クリーニング所において共通的に必要な措置に、洗濯物の受取及び引渡しのみを行うクリーニング所を他の営業の用に供する施設と同一の施設内に設ける場合に適用される例外規定を設けることとした。（第2条関係）

2 その他所要の改正を行うこととした。

3 この条例は、平成26年4月1日から施行することとした。

佐賀県と畜場法施行条例の一部を改正する条例（条例第45号）

1 条例の題名を佐賀県と畜場に関する条例に改めることとした。（題名関係）

2 条例の趣旨に、と畜場の設置の許可の基準等について定めることを加えることとした。（第1条関係）

3 知事は、と畜場法に規定する場合のほか、申請者が暴力団等に該当する場合には、と畜場の設置の許可を与えないことができることとし

た。(第3条の2関係)

4 報告の徴収、立入検査等の基準を定めることとした。(第3条の3関係)

5 知事は、と畜場法に規定する場合のほか、と畜場の設置者又は管理者が暴力団等に該当するに至ったときは、と畜場の設置の許可を取り消し、又はと畜場の設置者若しくは管理者に対し、期間を定めて、当該と畜場の施設の使用の制限若しくは停止を命ずることができることとした。(第3条の4関係)

6 執務の時間内に行われる牛及び馬に係ると畜検査手数料の額を改定することとした。(第5条関係)

7 その他所要の改正を行うこととした。

8 この条例は、平成26年6月1日から施行することとした。ただし、6は、平成26年4月1日から施行することとした。

佐賀県動物の愛護及び管理に関する条例の一部を改正する条例(条例第46号)

1 条例の趣旨に、第一種動物取扱業の登録の基準等について定めることを加えることとした。(第1条関係)

2 知事は、動物の愛護及び管理に関する法律に規定する場合のほか、申請者が暴力団等に該当する場合には、第一種動物取扱業の登録及び登録の更新を拒否しなければならないこととした。(第19条の2及び第19条の3関係)

3 知事は、動物の愛護及び管理に関する法律に規定する場合のほか、第一種動物取扱業者が暴力団等に該当するに至ったときは、その登録を取り消し、又は6月以内の期間を定めてその業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができることとした。(第19条の4関係)

4 その他所要の事項を定めることとした。

5 この条例は、平成26年6月1日から施行することとした。

佐賀県工鉦業試験手数料及び使用料条例等の一部を改正する条例(条例第47号)

1 消費税率等の改定に伴い、工鉦業試験手数料の額の改定等を行うこととした。

2 この条例は、平成26年4月1日から施行することとした。

3 所要の経過措置を定めることとした。

佐賀県東部工業用水道の設置等に関する条例の一部を改正する条例(条例第48号)

1 利益の処分は、次に掲げる積立金の区分に応じ、その目的のために積み立てることによることとした。(第5条関係)

(1) 減債積立金 企業債(地方公営企業法(以下「法」という。)第22条に規定する企業債をいう。以下同じ。)の償還に充てる目的

(2) 利益積立金 欠損金をうめる目的

(3) 建設改良積立金 建設又は改良を行う目的

2 毎事業年度生じた利益は、法第32条第1項の規定により前事業年度から繰り越した欠損金があるときは、その利益をもってその欠損金をうめ、なお残額(以下2において「補填残額」という。)があるときは、その補填残額の20分の1以上の金額を企業債の額に達するまで、減債積立金として積み立てることとした。ただし、企業債の額から既に積み立てた減債積立金の積立額を控除した額が補填残額の20分の1に満たない場合にあっては、その額を積み立てることとした。(第5条関係)

3 2により減債積立金を積み立て、なお利益に残額があるときは、その残額の20分の1以上の金額を利益積立金として積み立てることと

した。(第5条関係)

4 2及び3により減債積立金又は利益積立金を積み立て、なお利益に残額があるときは、その残額を建設改良積立金として積み立てることとした。(第5条関係)

5 4にかかわらず、利益の処分として特定の目的のため利益を積み立てる場合においては、議会の議決を経て、その用途を示す名称を付した科目に積み立てなければならないこととした。(第5条関係)

6 毎事業年度生じた資本剰余金は、その源泉別に当該内容を示す名称を付した科目に積み立てることとした。(第6条関係)

7 法第32条の2の規定により前事業年度から繰り越した利益をもって欠損金をうめ、なお欠損金に残額があるときは、利益積立金をもってうめることとした。(第7条関係)

8 7により利益積立金をもって欠損金をうめても、なお欠損金に残額があるときは、翌事業年度へ繰り越すこととした。ただし、資本剰余金がある場合には、資本剰余金の一部又は全部をもってうめることができることとした。(第7条関係)

9 その他所要の改正を行うこととした。

10 この条例は、平成26年4月1日から施行することとした。

佐賀県国際交流プラザ設置条例(条例第49号)

1 国際交流、国際理解、外国人住民の支援等の場を提供し、外国人住民を含む県民が共生できる社会の実現に寄与するため、佐賀県国際交流プラザ(以下「プラザ」という。)を設置することとした。(第1条関係)

2 プラザは、佐賀市に置くこととした。(第2条関係)

3 プラザの研修室を使用しようとする者は、使用料を納入しなければならないこととした。(第3条関係)

4 この条例は、規則で定める日から施行することとした。

佐賀県卸売市場条例の一部を改正する条例(条例第50号)

1 申請者が暴力団等に該当するときは、地方卸売市場の開設又は卸売業務の許可をしてはならないこととした。(第4条関係)

2 知事は、1の許可の譲受人等が暴力団等に該当するときは、その認可をしてはならないこととした。(第9条関係)

3 その他所要の改正を行うこととした。

4 この条例は、平成26年6月1日から施行することとした。

佐賀県中小企業融資に係る事業再生のための措置に関する条例の一部を改正する条例(条例第51号)

1 産業競争力強化法が施行されたことに伴い、所要の改正を行うこととした。(第3条関係)

2 この条例は、公布の日から施行することとした。

佐賀県産業振興センター設置条例を廃止する条例(条例第52号)

1 佐賀県産業振興センター設置条例は、廃止することとした。

2 この条例は、平成26年4月1日から施行することとした。

佐賀県地域農業改良普及センター条例の一部を改正する条例(条例第53号)

1 佐城農業改良普及センター及び三神農業改良普及センターの位置及び管轄区域を見直すこととした。(第1条関係)

2 この条例は、平成26年9月1日から施行することとした。

佐賀県蜜蜂転飼条例の一部を改正する条例(条例第54号)

1 知事は、転飼をしようとする者が暴力団等に該当するときは、許可をしてはならないこととした。(第3条関係)

2 知事は、1の許可を受けた者が、暴力団等に該当することとなった場合は、当該許可を取り消すことができることとした。(第5条の2関係)

3 その他所要の改正を行うこととした。

4 この条例は、平成26年6月1日から施行することとした。

佐賀県木材業者及び製材業者登録条例の一部を改正する条例(条例第55号)

1 登録の拒否の事由に、登録申請者が自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者に該当するとき等を加えることとした。(第6条関係)

2 消費税率等の改定に伴い、登録に係る手数料の額を改定することとした。(第10条関係)

3 この条例は、平成26年6月1日から施行することとした。ただし、2については、平成26年4月1日から施行することとした。

佐賀県立都市公園条例等の一部を改正する条例(条例第56号)

1 消費税率等の改定に伴い、県立都市公園の施設に係る使用料等の額を改定するため、佐賀県立都市公園条例ほか8条例を改正することとした。

2 その他所要の改正を行うこととした。

3 この条例は、平成26年4月1日から施行することとした。ただし、2については、公布の日から施行することとした。

4 所要の経過措置を定めることとした。

佐賀県土地利用審査会の組織及び運営に関する条例の一部を改正する条例(条例第57号)

1 審査会は、委員7人以内で組織することとした。(第1条の2関係)

2 審査会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができないこととした。(第4条関係)

3 この条例は、平成26年4月1日から施行することとした。

佐賀県屋外広告物条例の一部を改正する条例(条例第58号)

1 知事は、登録申請者が暴力団等に該当するときは、屋外広告業の登録を拒否しなければならないこととした。(第17条の5関係)

2 知事は、屋外広告業者が暴力団等に該当する場合は、その登録を取り消し、又は6月以内の期間を定めてその営業の全部若しくは一部の停止を命ずることができることとした。(第17条の14関係)

3 その他所要の改正を行うこととした。

4 この条例は、平成26年6月1日から施行することとした。

佐賀県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例の一部を改正する条例(条例第59号)

- 1 知事は、申請者が暴力団等に該当するときは、浄化槽保守点検業の登録を拒否しなければならないこととした。（第6条関係）
- 2 知事は、浄化槽保守点検業が暴力団等に該当するときは、その登録を取り消し、又は6月以内の期間を定めてその営業の全部若しくは一部の停止を命ずることができることとした。（第14条関係）
- 3 その他所要の改正を行うこととした。
- 4 この条例は、平成26年6月1日から施行することとした。